

県立特別支援学校へのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入について

令和7年12月19日
特別支援教育課

1 学校運営協議会について

(1) 根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5第1項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

(2) 導入状況（令和7年5月1日現在）

公立特別支援学校 全国：634校（55.9%）
九州：41校（25.6%）【熊本県、宮崎県、大分県、北九州市、八代市】

大分県立特別支援学校 5校
・さくらの杜高等支援学校 ・中央支援学校 ・中津支援学校
・竹田支援学校 ・日田支援学校

2 設置に向けた方針

令和7年度より、希望する特別支援学校から順次コミュニティ・スクールの導入をすすめ、
令和9年度までにすべての特別支援学校への導入をめざす。

3 新規設置予定校

・宇佐支援学校 ・日出支援学校 ・大分支援学校 ・臼杵支援学校 ・佐伯支援学校 以上5校

4 関係規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則 第2条第1項

教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。

5 設置予定時期

令和8年4月1日

6 期待される効果

- 組織的、継続的な体制の構築 = 持続可能性
- 当事者意識、役割分担 = 社会総掛かり
- 目標、ビジョンの共有 = 地域や関係機関との「協働」活動
- 特別支援学校・児童生徒への理解の広がり・深まり = 共生社会の基盤形成

7 今後の予定

令和7年12月 設置意見書の提出（特別支援学校から県教委へ）
令和8年 2月 第1回教育委員会 協議、第2回教育委員会 付議
令和8年 4月 学校運営協議会 設置